

## セーフティー&エコドライブ教育訓練促進助成（兵ト協コース）

### 1. 事業趣旨

兵ト協では、会員事業者の運転者を対象に、安全運転、エコドライブの技術を習得することを目的に兵ト協が独自に設定した研修コースを受講した兵ト協会員事業者に対し受講料（全額）を助成する。

### 2. 助成対象者

兵庫県トラック協会会員事業者で兵庫県内営業所に勤務するドライバー又は安全運転管理者とする。

### 3. 研修施設

㈱クレフィール湖東・交通安全研修所

〒 527-0102 滋賀県東近江市平柳町 22-3

TEL：0749-45-3872

FAX：0749-45-3877

### 4. 研修日程及び助成額

別表に定めるとおりとする。

### 5. 定員

各コースとも定員16名とする。

### 6. 受講申込み

兵ト協に助成適用に可否について確認を得てから10日以内に、様式1「ドライバー等教育訓練助成申込書」に必要事項を記入のうえ協会に提出する。1事業者で2名以上申し込む場合、受講人員を調整する場合がある。

### 7. 受講費の納入

受講開始日の7日前までに研修施設に対して所定の受講料を前納することとする。期日までに受講料を納入しないときは、申し込みを取り下げたものとする。

### 8. 報告書

研修終了後7日以内に下記の書類を提出することとする。

- ①様式2「ドライバー等安全教育実施報告書」
- ②研修施設が発行した「修了証」の写し
- ③様式3「研修参加報告」
- ④研修受講料の「領収書」の写し
- ⑤ドライバー等安全教育訓練交通費明細

### 9. 助成金の返還

兵ト協及び全ト協が定める事項に違反したとき、虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を会員事業者に命じることが出来る。

### 10. 取り下げ又は受講中止等の場合の費用負担

#### (1) 申し込みの取り下げについて

研修受講開始の7日前までに、兵ト協へ様式4「ドライバー等安全教育訓練実施申込取下届」を提出するものとする。

(2) 費用負担について

次のいずれかに該当する場合、受講料の一部もしくは全額を負担することとなる。

- ①受講開始日の7日前を経過して申込みを取下げたとき。
- ②特別な事由なく、申込みをした研修を受講しないか、又は受講を途中で中止したとき。
- ③研修終了後7日以内に所定の書類を添付した報告書を提出しないとき。
- ④研修又は手続等において、本要領若しくは本事業の趣旨に反した行為、又は不適切な行為等があったとき。

11. 申込み・お問い合わせ先

(一社) 兵庫県トラック協会 業務部

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2-4-27 TEL: 078-882-5556 FAX: 078-882-5565

- ★ 「セーフティー&エコドライブ教育訓練促進助成（兵ト協コース）」については、研修日程の都合により、令和3年「兵ト協ニュース3月号」及び「兵ト協ホームページ」にて会員事業者の皆様へ当該助成制度をご案内し、3月上旬より申込受け付けを開始しております。